

議案第136号

福岡市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

平成30年3月31日地方税法の一部が改正され、一部は同年4月1日から施行されることに伴い、利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に係る固定資産税及び都市計画税の特例を受けようとする者がすべき申告の手続を定めるとともに、用途が変更された宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に係る特例措置を延長する等の必要があったので、地方自治法第179条第1項の規定により、福岡市市税条例の一部を改正する条例を平成30年3月31日次のように専決処分した。

福岡市市税条例の一部を改正する条例

福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「第294条第1項第1号の者」を「第294条第1項第1号に掲げる者」に、「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「によつて」を「により」に、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改め、同条第4項から第7項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第33条第6項中「第34条の2第2項」を「第34条の2第4項」に改める。

第34条の2中「によつて」を「により」に改め、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 第33条第4項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人等が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第34条の2第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第34条の2第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。
- 3 第34条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民

税を免れた法人等についてされた当該増額更生により納付すべき市民税又は施行令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第34条の2第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第34条の2第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第34条の2に次の2項を加える。

5 第33条第4項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人等が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第34条の2第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第34条の2第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第34条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人等についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は施行令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第34条の2第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第34条の2第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第36条第4項から第6項までの規定中「によつて」を「により」に改め、同条第8項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

第44条の4第2号中「附則第15条の8第3項又は第5項」を「附則第15条の8第1項又は第3項」に改め、同条第3号中「第15条の8第3項から第5項」を「第15条の8第1項から第3項」に改める。

第50条第3項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2

号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同条第4項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同条第6項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第11項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項第5号中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に改め、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第10条中「第34条の2」を「第34条の2第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第11条中「第34条の2に」を「第34条の2第1項及び第4項に」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第17条中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」に改める。

附則第24条第2号中「附則第15条の8第3項又は第5項」を「附則第15条の8第1項又は第3項」に改め、同条第3号中「第15条の8第3項から第5項」を「第15条の8第1項から第3項」に改める。

附則第26条第2号中「附則第15条の8第3項又は第5項」を「附則第15条の8第1項又は第3項」に改め、同条第3号中「第15条の8第3項から第5項」を「第15条の8第1項から第3項」に改める。

附則第27条中第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項から第12項までを1項ずつ繰り上げ、同条第13項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第12項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第23条第2項の改正規定（「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（法人等の市民税に関する適用区分）

2 この条例による改正後の福岡市市税条例第34条の2第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人等の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する適用区分)

- 3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

上記について地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年6月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎